

**第7回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
議事録**

◆日 時 平成20年1月21日(月) 13:00~15:00

◆場 所 上北山村振興センター(上北山村役場内)

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島園研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授(ご欠席)
村上 興正	元京都大学 講師(ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	中川 康博 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	松島 克典 主幹
川上村地域振興課	辰巳 龍三 主事
大台町産業課	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	(ご欠席)
上北山村観光協会	更谷 昌美 会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	(ご欠席)
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
(財) グリーンパークかわかみ	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株) 大阪輸送統括部運輸部営業課	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県労働者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	(ご欠席)
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株) 吉野営業所	(ご欠席)
(社) 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)

大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合	富室 良城 専務
吉野熊野観光開発(株)	林 彪 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

(以上敬称略)

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	田邊 仁 統括自然保護企画官 杉田 高行 国立公園・保全整備課長 福原 裕 自然保護官 櫻澤 裕樹 自然保護官 羽井佐 幸宏 自然保護官 益田 淳志 自然保護官補佐
吉野自然保護官事務所	
(株)スペースビジョン研究所	宮前 保子

◆議 事

- (1) 平成19年度西大台利用調整地区の運用結果について
- (2) 平成20年度西大台利用調整地区の運用計画(案)について

◆議事録(会議は公開で行われた)

■挨拶(環境省 近畿地方環境事務所 田邊統括自然保護企画官)

本日は、年度末に向けてのご多忙の中、また、昨日の雪の影響で、交通機関が乱れる中、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。今回の協議会でございますが、昨年度に指定されました西大台利用調整地区が、昨年の9月1日から、運用が開始されまして、3ヶ月間、運用してまいりました。その間、協議会員の皆様、地元の皆様には、多大なご協力をいただきまして、あらためてお礼を申し上げます。今回は、運用の結果と、平成20年度の運用の計画について、ご協議をさせていただくために、開催をいたしました。まだ、3ヶ月ということですが、問題点も、多々出てきているということで、また、来年1年に向けて、新たな気持ちで、取り組まなければならぬと考えております。来年度、どのように運用していくかということを含めて、今年度の実績を踏まえて検討していかたいと考えておりますので、ご協議いただきたいと思います。会議の中で、あらためてご報告しますが、今年度、9月から11月までの認定者数としては、452人という結果が出ております。結果としては、上限人数には至らなかったということですが、今後、そういった点を含めて、広報、普及啓発していかねばならないと考えています。その点についても、また、ご意見いただければと思います。本日は、短い時間ではございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

■出席者紹介・資料確認

(省略)

■議事

長嶋座長:

今日は、雪で、帰り道も良くない状態かもしれません、1時から3時までという短い時間ですが、集中的に議論していきたいと思います。西大台利用調整地区が開始されまして、具体的な問題も出てきていると思いますので、忌憚の無い意見をお願いいたします。特に、地元の関係者の意見を受けて、どのように修正していくか、ということが大切ですので、忌憚の無い意見をお願いいたします。本日は、実績報告と、各部会でのモニタリング結果に関する評価、平成20年度の運用計画を提示していただきしておりますので、建設的に議論して、いよいよ来年の実施に向けて、皆様からのご提案を踏まえて、実施に活かしていきたいと思います。

(環境省より資料1、2-1、2-2、2-4、資料3-1について説明)

長嶋座長：

非常にテクニカルな問題ではありますが、自然再生にとって必要な事項ではありますので、これについて、ご質問、ご意見がありましら、お願ひします。もし、無ければ、利用に関するモニタリングに関する説明の後で、また、お願ひします。

(環境省より資料2-3、資料3-2について説明)

長嶋座長：

先ほどのアンケートの自由意見でも分かりますように、色々な具体的な課題が出ておりまます。本日は、実際に認定事務や巡視に関わった方もおられますし、また、地元の方からも要望があると思いますので、そういうご意見をお聞きしたいと思います。

上北山村観光協会・更谷：

現在、9月から11月の西大台の認定者の数が、合計452人ということで、おそらく、指定認定機関の方も、メリットよりも、デメリットの方が多いのではないかと思っています。地元として、お願ひ申し上げたいのは、ご存知のように1月に大きな災害があって、9月24日に国道169号が全面復旧になるまでは、色々な障害がありました。これによる村内の経済損失は、非常に大きいものがあったと思います。その間、宿泊施設や物産店も、非常に厳しい状況でした。以前の状態に戻るには、まだ、2、3年はかかると思われます。利用調整地区についてお願ひしたいのは、地元で宿泊をされる方については、2週間前といわず、即日、認定証を発行できるような方法を考えいただきたい、ということです。2週間は、やはり長いですので、地元への経済効果も考えて、改善していただきたいと思います。このことは、村としての意見、要望として、申し上げました。

長嶋座長：

ルールの変更等に関しては、また、あらためて皆さんと話す機会があると思いますが、今日はご意見をいただきたいと思います。

(社)日本山岳会関西支部・斧田

説明内容に関する質問なのですが、一点は、山上の駐車台数についてですが、この台数は、道路上に駐車している台数も含めたものでしょうか。

もう一点は、立入申請について、最初の受付の時点での認定の条件に合わない内容での申請な

どの問題は無かったでしょうか。例えば、団体が、上限の10人を越えた人数で申請してきたり、翌日、入山したいと言つてきたりといった問題があれば、聞かせていただきたいと思います。

環境省：

一点目について、正午時点で、駐車場からはみ出して、道路上に駐車している車も含めてカウントしています。

二点目について、1団体10人を越えた人数での申請などはありませんでした。ただ、申請書の名前の記入間違えや、必要項目を記入していないものなどはありました。また、予約の段階で、複数の日を予約したいという問い合わせをしてきた人や、当日、窓口に来て、認定を受けたいという人はいました。

北山いこら・岩本：

9月以降の入山者は、最大でも63名ということで、その日は、100人入れる日でしたが、まだ余裕がありました。もし、出来るのであれば、利用したい日の前日にでも、認定が受けられるようにして欲しいです。上北山村の旅館に泊まった人については、利用したい日の前日に申し込んでも、認定が受けられるような枠を設けていただきたいと思います。上北山の宿泊施設の客を対象として、例えば、平日なら5名、休日は20名といった枠を設けていただければありがたいと思います。今年も、利用調整がかかったからこそ、行ってみたいという人が多かったように思います。ですから、大台ヶ原に来てから、利用調整のことを知って、行ってみたいと思う人も多いと思いますので、上北山村の宿泊施設全体として、何人かの認定の枠を設けていただきたいと思います。

長嶋座長：

この件に関する要望は、アンケートの利用調整地区に関する自由意見の中にもありますし、もう少し、申込みの期限を、2週間前より短くして欲しいなどの意見がありました。この件については、利用対策部会の方で、引き続き検討を行いたいと思います。基本的には、公平性の原則を守りながら、また、確実に返事が出せる期間として、2週間という期間を取っているということです。ただ、3ヶ月間、実施した段階で、具体的に支障も見えてきていますし、また、連絡手段としてインターネットを使うことができれば、事情も変わってきますので、今すぐにではなくても、そのことについては見直しをする、ということにしたいと思います。すぐにルールを変えるということは出来ないと思いますが、このことは大事なこととして記録しておきたいと思います。

吉野熊野観光開発（株）・林：

宿泊客の中にも、当日、西大台に入りたいという人は多いですので、宿泊施設の認定枠について、ぜひ、平成20年度計画の中に入れていただきたいです。また、大台荘に宿泊の申込みがあったとき、西大台利用調整地区の申請手続きなどについては、詳しく説明していますが、もし、宿泊施設に当日認定の枠をいただければ、宿泊の申込み者に対して、入山できるかどうか即答できますし、その後の手続きについても詳細に説明することができますので、ぜひ、この点については、ご検討いただきたいと思います。

田村：

以前の利用対策部会でも、2週間前の申込み期限を、1週間前にできないか、と言ったわけで

すが、2週間前の期限には、法的な、あるいは科学的な根拠は無いと思います。おそらく、宮内庁が桂離宮の申込み期限を2週間前にしているのを、真似ているのではないかと思います。資料をみると、ほとんどの認定事務は、2日あれば、完了しているわけですから、認定機関は、前日または前々日の申込みであれば、対応可能だと思いますので、この点については、ぜひ、検討して欲しいと思います。問題は、そのことを、いつ、どこで、誰が検討するのか、ということです。既に、平成20年度の計画が出されていますが、そこには、今日出たような話は入っていません。平成20年度計画については、利用対策部会でも議論していません。私は、利用対策部会でも、誰が、いつ検討するのですか、と聞いたのですが、いや、それは決まっているんだということでした。以前の協議会では、環境省は、上限人数や申請手続きについては、変更するんだということを仰いました。その時の責任者の方は、今日は、一人もおられませんが、確かに、そう仰った。今、出ている問題は、いつ、どこで、誰が、どういった責任において決めるのですか。お答えください。

環境省：

平成20年度計画については、計画の概要については、協議会と考えております。今回、出している平成20年度計画は、事務局案としてお示ししているもので、この協議会を経て、20年度の計画にしようというものです。

田村：

平成20年度の運用計画は、協議会で、この場で決めるということですか。それを、はっきり仰ってください。そうでないと、皆さんも、意見は出しちゃなしで、ただ環境省に聞いてもらうということと、この場で決まるということでは、発言の重みが違ってきます。その点について、責任を持って確かなことを仰ってください。それと、平成20年度の計画については、後でまた話しがあるのでしょうが、変更の可能性があるのですか、無いのですか。

環境省：

この場で決めなければならないということはありません。今回、決まらなければ、また次の機会に決めるということです。今回決めていただければ、決めることもできます。計画の変更の可能性については、あります。この場の意見を計画に反映させることも可能です。

田村：

皆さん、そういうことだそうです。単に意見を出すだけではなくて、決定権が、この協議会にあるということです。

上北山村観光協会・更谷：

今日、この場で変更を決めることは可能なのでしょうか。

環境省：

この場で、合意形成ができれば、可能ということです。

上北山村観光協会・更谷：

これから、4月末まで、2ヶ月程ありますので、その2ヶ月の間に、計画の見直しをして、で

きるだけ修正を行っていただければ、地元としてはありがとうございます。

環境省：

この協議会は、合意形成の場ということではあります、次年度の開始まで、2ヶ月しかありません。制度上の変更には、時間がかかりますので、今日いただいたご意見を、全て、平成20年度計画に反映できるかというと、技術的に無理な部分もございますので、その点は、ご理解をいただきたいと思います。

長嶋座長：

基本的に合意形成の場ですので、こういう方向で検討する、と言う形での決定もできると思いますので、どんどんご意見をいただきたいと思います。

上北山村漁業協同組合・金山：

もし、申請手続きを変更するということになると、パンフレットなども全て作り直す必要がありますが、そんなことができるのですか。

環境省：

制度が変わら場合は、パンフレットも作り直します。

(社) 日本山岳会関西支部・斧田：

申込み期限については、利用者の側からすると、当日でもよい、という気もするのですが、この3ヶ月の実績を踏まえて、何日前までなら問題無いとお考えですか。

環境省：

申込み期限については、環境省と指定認定機関とで打合せを行っていますが、この3ヶ月間の申込み状況からみると、2週間前を、10日前に短縮することは可能ではないかと思われます。ただし、本年度は、期間が3ヶ月だけで、認定者も452人のみでしたので、1年を通して実施すると、認定者数が多くなりますし、利用の集中期も春、夏、秋と3回あります。そのため、指定認定機関とは、もう1年、様子を見ようということで、話し合いをしているところです。

長嶋座長：

一般的の申込みについては、そのような技術的な問題があるということですが、もう一つ出されている意見は、一般の申込み以外の認定枠ということがあり得るのか、ということです。これについて、どう考えるか、ということもあります。

田村：

以前、環境省に拒絶された案ですが、認定者の入れ替えを可能にしていただきたい、と思っています。登山の直前になって、都合が悪くなつて行けなくなるというのは、よくあることですから、Aの人がキャンセルした場合、その友人であるBという人が行けないのか、と言ったところ、それは駄目だといわれたのですが、どうも納得がいきません。BをAとして入るというのであれば、それは違法だと思いますが、Bの人の住所・氏名を明確に書かせて、あらためて手続きをすれば、可能ではないでしょうか。手数料については、AとBの間の問題であつて、国は関係ない

わけですから、問題ないと思いますので、認定者の入れ替えは、書類上も、また技術的にも、可能だと思います。以前、拒否された案ですが、再度、出しておきます。

環境省：

拒否したことですが、決して、個人として回答したわけではありませんので、その点はご理解ください。利用調整地区の立ち入りは、個人が申請して、その個人が認定を受けるものと規定されておりまして、自然公園法上の根本的な問題になりますので、今の自然公園法に基づく制度では、Aの認定をBに変えるということはできない、ということになります。以前も、この点については、ご意見をいただいたのですが、その際のメールのやり取りで、納得いただいたというお返事をいただきましたので、問題ないと考えた次第です。

田村：

それは、そのときの環境省のハードな姿勢に対して納得したということで、今日は、ソフトな姿勢になったと感じましたので、再度、提案してみたということです。私が意外に思ったのは、認定者のキャンセル率が高かったことです。今の説明では、天気のせいにされていましたが、そうとは限らないと思います。やはり、個人の事情で来られない人が多いのではないかでしょうか。このキャンセル率の高さは、何とかするべきだと思いますが、人の入れ替えを可能にすれば、キャンセル率が減るのではないかと思います。立入認定は国と個人の契約であるという法律論は理解できますが、一般的には、国立公園には、自由に立入っているわけで、利用調整地区に関してだけ、厳しい法律論を持ち出してくるのは、あまりにも官僚的な対応ではないかと思います。もう少しソフトになっていただけたらと思います。

長嶋座長：

3ヶ月間の実施を踏まえて、申込み期限の2週間前を短縮することに関しては、検討の余地があるということですね。もうひとつ要望として、上北山村に直接来た人は、現地で、即日、認定を受けられるようにして欲しいというものがありました。どういう形で、こういった仕組みをつくるかについて、慎重に議論しておく必要があるでしょうし、また、指定認定機関が、裁量の余地を持って認定できるものであるのか、そのことも含めて検討しておく必要があるでしょう。その点について、法的な面はいかがでしょうか。

環境省：

認定手続きについては、自然公園法に基づいて、指定認定機関がどういう形で事務を行うかを示した「事務実施規定」を提出してもらい、それに環境大臣の認可を受けた上で、事務を実施しています。この事務実施規定の中で、2週間前という期限が決められています。この事務実施規定については、協議会の場でこういう形で事務を行うという案をおはかりして、その意見を基に作成したものです。協議会の場でご意見いただいた点については、指定認定機関の方で、そういう形で可能であると判断して、また、環境省の方でも、事務体制として支障がないことになれば、環境大臣からの認可が取れるという流れになっています。ですから、手続きの中身に無理がなければ、変更は可能だといえます。

長嶋座長：

これは大事な問題ですので、手続きというのは、一度変えると、既成事実化していくという面

もありますので、十分に考慮した上で、実行可能なものについては、変更していくということにしてはどうかと思います。例えば、申込み期限等については、短縮する方向で検討するということで、議論の方向を出しておくということで、具体的に、どこまでできるか、ということについては、技術的な問題がありますので、そこはきちと詰めてもらうということで、この問題に着手すると。もし、変更出来るということであれば、また、協議会の場で、もう一度、出していただいて、最終的に意思決定するということで、いかがでしょうか。場合によっては、事後承認という形で、先に、動くということもあり得るかもしれません、基本的には、そういう方向で行きたいと思います。

上北山村商工会・中谷：

認定者数が、上限人数の 10.3%となっていますが、このことに対しては、利用者が少ない方がよいと考えておられるのでしょうか。それとも、上限に近いところまで持っていくという形での利用制限を目指されているのでしょうか。もう少し、間口を広げて、この上限人数に近いところまで、利用者数を増やしていくことも必要ではないかと思います。これだけ上限に対する比率が低いと、どういった基準で、線引きされているのか、という疑問があります。駆け込み需要があつたことや、3ヶ月しか実施していないこともありますから、もう少し、試行期間をみなければならぬということもあるかもしれません、これだけ、上限と数値が離れていると、当初の目論見と乖離しているのではないかと思います。その点を解決していくためには、今、皆さんが話されているような変更案が、自然に出てくると思いますので、その点についても、ご考慮いただければと思います。

上北山村・松島：

村の観光施設は、今、大変なことになっておりますので、今出たような意見は、なるべく汲み取っていただきたいと思っております。それから、資料 2-3 の 21 ページの (5) のグラフを見ますと、小処温泉から下った人の数が増えているように見えますが、実際は、去年までは何十台も観光バスが下ってきていましたが、今年はゼロということで、大変な経営状況になっています。

また、資料 4 の運用計画案についてですが、1 団体の上限が最大 10 人までとなっていますが、こういう規定をされると、マイクロバスのツアーが組めませんので、せめて、20 人くらいにしていただきたいと考えております。

長嶋座長：

この件については、要望として、記録しておきたいと思います。基本的には、利用調整地区の大きな目的として自然再生がある、この目的に反しない範囲で、適正な利用をどう考えるかという話ですので、この件については、今のような意見も踏まえながら、さらに考えていきたいと思います。この点については、環境省の方から、何かありますでしょうか。

環境省：

認定者数が、上限の 10.3%であった点についてですが、最初に人数の上限を設定した際には、例年では、1 日の利用者が 100 人を越える日が年間 10 日程度ありましたので、このピーク時の人数を分散させること、いわゆるピークカットすることを考えて設定しました。そのため、上限いっぱいの人が利用したと仮定した場合、年間の利用人数は、理論上、例年の倍になってしまう、ということがありました。上限人数の設定の目的が、総量規制ではなくて、ピークカットである

ということで、このような人数設定にしています。

上限人数いっぱいの利用を目指すのか、といわれると、積極的に目指す訳ではありません。利用が極端に集中すると、自然を壊す可能性が高いということで、これを防ぐことが主眼になっています。現在、上限の 10.3%ときわめて低い値になっているということについては、このままの状態が最良であるとも考えていません。利用調整の趣旨として、より良い利用の推進という側面もありますので、上限の範囲内で、ある程度、利用者が増えていくというのは、あり得ると思います。ただし、利用者総数が、例年を大きく越えるというのは、やはり問題です。現状では、より良い利用をしている人の数も少ないので、10.3%から、20%、30%程度の利用者数になるということは考えられます。今後の様子を見ながら、適正な利用者数を考えていく必要があると思います。

長嶋座長：

この話は、元々、自然の再生と、自然の利用との矛盾を調整しようというたいへん難しい問題で、両方を調整することで、より良い利用と自然再生の両方を実現しようというものです。今、村の方から、色々とご心配があるということも分かりますので、今日、皆さんから貴重なご意見を頂きましたので、これらを踏まえながら、運営していく必要があると思います。基本的には、今日の議論のような変更は行わずに、各主体から出た意見を踏まえて、次年度を実施するということで、よろしいでしょうか。では、そういうことで、次に、次年度の運用計画について、ご説明願います。

(環境省より資料4について説明)

長嶋座長：

いよいよ次年度から、通年の実施が始まりますが、ここでどんなことが起こるか、ということもありますので、情報を公開しながら、より良い運用をしていく必要があると思います。ぜひ、合同パトロールの際にも、協議会の皆さんと情報共有をしながら、より良い運用を考えてはどうかと思います。また、モニタリングの評価の件ですが、例えば、鳥類調査についても、当初のスケジュール以外に、繁殖期にも行うとなっておりまして、計画に書いてある以外にも実施される調査があるので、そういう点も踏まえながら、より良い利用調整が実現できるようにしていきたいと思います。

上北山村漁業協同組合・金山：

先ほど、村の人から、色々と論議がありましたが、申込み期限などについては、我々としては、変更の余地がある、というふうに言われたように思いました。しかし、今の説明では、このまま実施すると言われたので、先ほどのお話を違うのではないかなど思います。次年度は、これで行きたいというのであれば、はっきり言ってもらわないと、よく分かりませんでした。この点については、はっきりして欲しいと思います。

環境省：

誤解を招くような言い方をしまして、申し訳ありませんでした。この計画については、平成20年度中に変更することは、困難です。

上北山村漁業協同組合・金山：

後、2ヶ月あるので、その間に対処すると、先ほど、言ったのではないですか。2週間前を、2日前か3日前にするかはともかく、検討する、と言ったと思います。

環境省：

こちらの考え方としては、平成19年度は、3ヶ月だけの実施でしたので、期限は変えずに、もう1年、トータルで実施してみないと、事務のシステムに無理がないか、ということが見えてこないと思っています。

上北山村漁業協同組合・金山：

そこをはっきりしておかないと。村の宿泊施設からみると、先ほどの言い方では、4月1日までに、変更出来ると思ってしまいますので、そこは明確にしていただかないと。

長嶋座長：

この件については、協議会の意見を踏まえた検討を行いたいと思いますが、指定認定機関の方でも、かなり細かい所まで考えておく必要がありますし、法的手手続きにも、どのくらいの日数がかかるのか分かりませんので、そこを整理して、次回の協議会までに、方向性を出してもらうということ、いかがでしょうか。

上北山村商工会・中谷：

ここで話された意見の中には、ある程度、考慮されて、柔軟な姿勢で取り組んでいただける部分と、絶対駄目な部分があると思いますが、0か100か、ではなくて、出来ることは、次年度から取り組んでいただきたいです。環境省の取り組みも、試行錯誤だと思いますが、安全値を大きく取り過ぎて、本来、期待するような利用人数には、ならなかつたということでは、先ほど、長嶋先生が仰った、本来の自然再生にも繋がってこないと思います。また、人と自然との共生ということも考えていく必要があると思います。今のお話では、このままの制度で、1年、2年やってみて、答えを出したいということでしたが、前半のお話では、3ヶ月間の実施結果を受けて、もう少し利用範囲を広げて下さいという意見に対して、ある程度反映しましょうという話だったと思うのですが。次回の協議会が、今年の4月頃にあるのなら、別ですが、来年の1月や2月になるということですと、ずっと問題が持ち越しになってしまいます。私は、この事業に関して、特に賛成、反対ということはありませんが、みんなのコンセンサスがあつてこそ、こういう事業が成り立つと思いますので、その点も深く考慮して進めていただきたいと思います。

横田：

今回、利用者にアンケートを取っておられて、色々な具体的な意見が出てきています。例えば、違反者から罰金を取った方がいいなどの具体的な意見が出されています。それらを、具体的に受け止めて、どう答えていくかということも、本来、考えていく必要があると思います。来年の今頃に、次回の協議会を開くということになると、1年間で、またデータが溜まって、また、新しい意見も出てくるということになってしまいます。本年度いただいた意見に関しては、来年度の早々に検討して、再来年度には修正等によって答えていく、という手続きが必要だと思います。来年の協議会ということになると、みな、忘れてしましますし、利用者からすると、意見を言ったが、その意見はどこにも反映されない、ということになつては良くないと思います。今日、こ

の場では、平成 20 年度は、この計画で実施する、というのは仕方が無いとは思います。しかし、変えられないのは、どういう点で、今後、どのように変えていくかと考えているのか、ということについて、今後のスケジュールも含めて示すことによって、地元に対しても、また、利用者に対しても、説明責任を果たしていく必要があると思います。

長嶋座長：

これまでの意見を踏まえますと、協議会が 1 年に 1 回だけというのは、やはり不自然だと思います。協議会を、年 2 回開催する方向にはできないのでしょうか。

環境省：

年 2 回開催ということについてですが、5 月と 8 月に繁忙期を設定しておりますので、その中間あたりに設定するといいのかなと思っております。この点については、もう少し、検討の時間をいただいて、年 2 回の方向で進めるということにさせていただいてよろしいでしょうか。

長嶋座長：

それでお願いします。

環境省：

こちらのご説明で、色々と混乱を招いてしまったことについては、お詫びしたいと思います。平成 20 年度については、横田先生からもご指摘がありましたが、今回いただいた意見については、何らかの方法で、情報を無駄にしないということは考えております。今回、結論を出さなかったことについては、3 ヶ月という短い期間であったということと、変更に必要な情報も少なかったことがありますので、さらに検討した上で、次回および年度末の協議会に出す、という形で進めていきたいと思います。

長嶋座長：

そういうことですので、出来ることについては、ぜひ実現を目指すという方向で、進めていただきたいと思います。おそらく、2 週間を 10 日にするという話は、そんなに難しくなく、実現可能な話だと思いますので、そういった点について、次回の協議会には、出していただきたいと思います。

上北山村・松島：

あと 1 年様子をみたいと言われるのは、本当によく分かるのですが、村の現状をみると、早く改正をしていただきたい、というのが本音です。今年持ちこたえられるかどうか、という施設もございますので、なにとぞ、よろしくお願いいいたします。

長嶋座長：

今、発言があつたことについては、全て記録に留めて、重く受け止めて、これからも考慮しながら実施していく、ということですので。

長嶋座長：

その他として、昆虫館の方で、大台ヶ原の企画展をされるということで、それについて、何か

メッセージはありますでしょうか。

傍聴席（日比評価委員）：

樋原市昆虫館では、3月11日から5月18日まで、大台ヶ原をテーマとした企画展を予定しています。今日のお話を伺いしまして、地元の上北山村さんからも、川上村さんからも、ご紹介いただけることがありましたら、どんどん紹介いただきたいと思います。昆虫館を利用していくだけで、西大台の利用調整についてもPRしていただいて、また、村の活性化に繋がれば、と思っております。また、今回の展示が終わった後、近畿地方の様々な場所で、巡回展をしていきたいと考えています。地元の方々ともご相談して、少しでもお役に立てればと思っていますし、また昆虫館も頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

大杉谷自然学校・森：

上北山村の人達が、本当に来年度、持ちこたえられるのかな、という話を真剣にされていたのですが、西大台は、このまま行くのですか。村の方は、それでいいんですか。

上北山村・松島：

1年間様子を見る余裕は無いと、私どもは申し上げているわけです。

長嶋座長：

人数の変更については、手続き的に、すぐに簡単に出来ることではないと思います。きちんと議論をした上で、決定する必要がありますし、また、変更するに値する条件も得られていないということで、人数の件については、平成20年度は、このまま実施する意外にないと思います。

大杉谷自然学校・森：

それでは、私たちは、今日は、そういう話を聞きにきただけということですか。

長嶋座長：

今日、意見があったことは、当然、きちんと念頭においていくということですが、現段階では、平成20年度については、このまま行くしかないということです。4月から8月までの間については、利用調整が実施された場合、どうなるかも見えていないわけですから。

上北山村漁業協同組合・金山：

どうも話が食い違っていると思いますが、人数については、もう、3月と4月しかないわけですし、今年は駆け込みが多かったという話もありますので、今の段階では、仕方ないと思います。しかし、最初の話は、地元の旅館に対して、当日の認定枠を与えてくれませんか、という話だったと思います。それについて検討して、できるのであれば、変更しますという話があったと思いますが、今聞いたら、20年度の計画は変更しないと言われました。その辺が、ごちゃごちゃになっています。そういう対応を4月までに出来るのかというと、環境省はできませんということでしたが、最初の田村先生とのお話では、できる部分はあるという話だったので、村としては、たいへん嬉しいと思っていたわけです。どうも話が分からなくなっています。

環境省：

繰り返し、お詫びいたします。こちらの説明が中途半端だったと思います。旅館の認定枠を設けるということについては、現状では、難しいというのが結論になります。変更が可能な部分としては、申請の期限については、利用日当日の申請を可能にすることも含めて、平成 20 年度の運用を踏まえて検討し、実現できるかもしれませんと思います。

最初に田村先生とのお話で、申し上げた内容については、今回の協議会で最終的な結論を出す、という意味で申し上げたつもりはありませんでした。環境省としては、4月からの運用については、変更点無しで、この案で実施したいと思います。その理由としては、変更するに足るような情報が不足していることがあります。総論といたしましては、来年度の協議会を含めて、運用の仕組みについて、さらにご検討いただいた上で、この 20 年度の計画素案とは違った計画もあり得る、ということを申し上げたかったということです。

長嶋座長：

基本的には、今言われた通りだと思いますが、今回、皆さんから出された提案もしくは現状を踏まえた意見がございますので、これについては、次回の協議会で、きちんとした回答をする、ということにしていただいて、その上で、一致してやっていけるような体制を作っていくたいと思います。今日は、たいへん長い時間、ありがとうございました。

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所 田邊統括自然保護企画官）

最初に短い時間と申し上げましたが、時間を 30 分超過いたしまして、長時間、議論していただきまして、どうもありがとうございました。いただいた意見につきましては、それを無駄にすることのないよう、考えていくたいと思っております。ただ、言い訳のようになりますが、制度上、やはり出来ないという点もございますので、そういう事には、ご理解をいただきながら、最大限の努力をしていきたいと思います。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。今日は、本当にありがとうございました。